

# 熊本市公報

## 第 1413 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
 熊本市総務局総務厚生課  
 発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次 告 示

○障害者総合支援法による就労移行支援事業者の指定の廃止（告示第 718 号）	1573
○児童福祉法による障害児相談支援事業者の指定（告示第 719 号）	1573
○障害者総合支援法による特定相談支援事業者の指定（告示第 720 号）	1573
○平成 27 年度国民健康保険料納付通知書兼納付書の公示送達（告示第 722 号）	1574
○放置自転車の売却等（告示第 723 号）	1574
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 725 号）	1574
○平成 26 年度及び平成 27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 726 号）	1575
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 727 号）	1575
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 728 号）	1575
○地縁による団体の認可（告示第 729 号）	1576
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 730 号）	1577
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 731 号）	1577
○都市計画の変更及び縦覧（告示第 732 号）	1577
○市道の区域変更（告示第 733 号）	1578
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 735 号）	1578

### 公 告

○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 739 号）	1578
○換地処分通知の公示送達（公告第 740 号）	1579
○換地処分通知の公示送達（公告第 741 号）	1580
○開発行為に関する工事の完了（公告第 744 号）	1580
○開発行為に関する工事の完了（公告第 746 号）	1581
○開発行為に関する工事の完了（公告第 748 号）	1581
○開発行為に関する工事の完了（公告第 749 号）	1581
○開発行為に関する工事の完了（公告第 755 号）	1582
○差押財産の公売及び見積価額（公告第 756 号）	1582
○町の区域及び名称の変更（公告第 757 号）	1583
○開発行為に関する工事の完了（公告第 764 号）	1584
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 8 号）（公告第 758 号）	1584
○開発行為に関する工事の完了（公告第 759 号）	1584

**東 区**

○住民票の職権消除（東区告示第 11 号） .....	1584
-----------------------------	------

**上下水道局**

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 69 号） .....	1584
○排水設備指定工事店の指定の取消（上下水道局告示第 70 号） .....	1585
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 71 号） .....	1585
○指定給水装置工事業者の指定（上下水道局告示第 72 号） .....	1586
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 73 号） .....	1586

**病 院 局**

○平成 27 年度熊本市病院局職員採用試験案内（医師）（病院局公告第 46 号） .....	1586
--	------

**教育委員会**

○教育委員会会議の開催（教委告示第 12 号） .....	1587
-------------------------------	------

**人事委員会**

○人事委員会規則の公布（人委規則第 23 号） .....	1587
-------------------------------	------

**告 示**

告示第 7 1 8 号

平成 2 7 年 1 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、就労移行支援を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地  
あったかほーむ くまもと  
熊本市中央区神水一丁目 2 4 - 1 KMビル 4 F
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社 PERFECT・ONE  
熊本市中央区神水一丁目 2 4 - 1 KMビル 4 F  
代表取締役 後藤 ひとみ
- 3 廃止した事業の種類  
就労移行支援
- 4 廃止年月日  
平成 2 7 年 1 1 月 1 日

告示第 7 1 9 号

平成 2 7 年 1 1 月 2 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 2 4 条の 3 7 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地  
相談支援センター r i s e  
熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 1 - 6 1 4
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
一般社団法人グランパ  
熊本市北区植木町味取字観音平 2 8 8 番地  
岸 文基
- 3 指定年月日  
平成 2 7 年 1 1 月 1 日

告示第 7 2 0 号

平成 2 7 年 1 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地  
相談支援センター r i s e  
熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 1 - 6 1 4
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
一般社団法人グランパ

熊本市北区植木町味取字観音平 2 8 8 番地

岸 文基

3 指定年月日

平成 2 7 年 1 1 月 1 日

告 示 第 7 2 2 号

平成 2 7 年 1 1 月 9 日

平成 2 7 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 0 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

告 示 第 7 2 3 号

平成 2 7 年 1 1 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条及び第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 2 7 年 1 1 月 9 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 1 1 5 台

告 示 第 7 2 5 号

平成 2 7 年 1 1 月 9 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

げんキッズ

熊本市西区蓮台寺五丁目 3 番 3 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

一般社団法人熊本報徳会

熊本市西区蓮台寺五丁目 3 番 3 号

奥村 友美

3 指定年月日

平成 2 7 年 1 1 月 1 5 日

4 障害児通所支援サービスの種類  
放課後等デイサービス

告 示 第 7 2 6 号

平成 27 年 11 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	9 月期	442 名
	8 月期	19 名
	7 月期	2 名
	6 月期	1 名
平成 26 年度	12 月期	1 名
	10 月期	1 名
	2 月期	1 名
	1 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 11 月 16 日

告 示 第 7 2 7 号

平成 27 年 11 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	9 月期	152 名
	7 月期	63 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 11 月 16 日

告 示 第 7 2 8 号

平成 27 年 11 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名 (登載省略)
平成 27 年度	8 月期	14 名
	7 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 11 月 16 日

告 示 第 7 2 9 号

平成 27 年 11 月 11 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 名称

鶴の原温泉団地自治会

## 2 規約に定める目的

本会は、次の各号に掲げる地域における共同活動を行うことによって、良好な地域社会の形成と維持に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) 給湯サービス事業の基本問題について、給湯業者と協議・交渉を行う。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

## 3 区域

本会の区域は、熊本市北区梶尾町 923 番、955 番、1017 番から 1061 番まで、1080 番、1219 番から 1220 番まで、1222 番から 1253 番まで、1720 番から 1745 番まで (ただし、1732 番 2 を除く。)、1754 番、1787 番及び 1790 番から 1833 番まで、並びに熊本市北区鶴羽田町 1015 番、1041 番から 1045 番まで、1051 番、1054 番及び 1130 番並びに 1131 番 2、1131 番 6 から 1131 番 10 まで及び 1134 番 5 の区域とする。

## 4 主たる事務所

熊本市北区梶尾町 1745 番地 171

## 5 代表者の氏名

村上 幸博

## 6 代表者の住所

熊本市北区梶尾町 923 番地 16

## 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

## 8 代理人の有無

無

## 9 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

## 10 認可年月日

平成 27 年 11 月 10 日

## 告示第730号

平成27年11月11日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
10月19日	はり札等	2	本荘・長嶺東	10月20日	
10月20日	はり札等	3	武蔵ヶ丘・清水新地	10月21日	
	立看板等	2	楡木		
10月22日	はり札等	2	上ノ郷・高平	10月23日	
	立看板等	4	沼山津		
10月23日	はり札等	5	南高江	10月24日	
11月2日	はり札等	6	長嶺	11月3日	
	立看板等	17	新南部・上南部・下南部・龍田		
11月5日	はり札等	3	砂原町・若葉	11月6日	
	立看板等	2	東野		
11月6日	はり札等	4	城山半田	11月7日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）					

## 告示第731号

平成27年11月11日

平成27年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	科目	期別	納期限	備考
平成27年度	介護保険料	10月期	平成27年11月30日	公示送達者（登載省略） 10名
		11月期	平成27年11月30日	
		12月期	平成28年1月4日	
		1月期	平成28年2月1日	
		2月期	平成28年2月29日	
		3月期	平成28年3月31日	

## 告示第732号

平成27年11月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

## 1 都市計画の種類

- 熊本都市計画特別用途地区の変更
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市南区上ノ郷2丁目の一部
- 3 縦覧場所  
熊本市都市建設局都市政策課

告示第 7 3 3 号

平成 27 年 11 月 12 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
21-86	小島上町薬師第2号線	西区小島3丁目448番1地先から 西区城山薬師2丁目1043番地先まで	旧	3.0~3.0	374.7
		西区小島3丁目448番1地先から 西区城山薬師2丁目1043番地先まで	新	3.0~6.6	374.7

告示第 7 3 5 号

平成 27 年 11 月 13 日

平成 27 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 27	市県民税	4 期	平成 28 年 2 月 1 日	5 名

## 公 告

公告第 7 3 9 号

平成 27 年 11 月 2 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 28 年 3 月 2 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大西一史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ムサシプラザ  
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目 264 番地 1 外
- 2 変更しようとする事項の概要  
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計



(変更前) 2, 556㎡

(変更後) 1, 980㎡

※ 法に基づく届出事項には該当しないが、店舗レイアウトの変更により店舗面積が減少するため、参考として記載するもの

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場No. 1 店舗棟屋上 84台

(変更後)

駐車場No. 1 店舗棟屋上 69台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場No. 1 建物南西側 80台

駐輪場No. 2 建物南西側 20台 合計100台

(変更後)

駐輪場No. 1 建物南西側 20台

駐輪場No. 2 建物南西側 20台

駐輪場No. 3 建物南西側 6台

駐輪場No. 4 建物南西側 6台 合計52台

3 変更する年月日

平成28年6月24日

4 変更する理由

営業政策のため

5 届出年月日

平成27年10月23日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成27年11月2日から平成28年3月2日まで

公告第740号

平成27年11月2日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容を別表及び別図(登載省略)のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

[別表]

通知を受け るべき者の 住所・氏名	従前の宅地			換地処分後の土地				清算金及び 清算金精算額
	町又は 字地番	地目	登記簿地積 (基準地積)	街区 番号	町又は 字地番	地目	地積	交付額 (供託すべき 金額)

熊本市中央区 黒髪一丁目 12番7号 株式会社東 宏実業	熊本市西区 春日三丁目9 27番3	宅地	165.28 ㎡ (165.28 ㎡)	36	熊本市西区 春日三丁目 2044	宅地	192.67 ㎡	11,890円 (11,890 円)
	熊本市西区 春日三丁目9 27番5	宅地	10.34㎡ (10.34 ㎡)					
	熊本市西区 春日三丁目9 27番12	宅地	33.05㎡ (33.05 ㎡)					
春日村共有	熊本市西区 春日六丁目 483番2	墓地	56㎡ (56.59 ㎡)	14 -3	熊本市西区 春日六丁目1	墓地	21.70㎡	5,658円
				14 -2	熊本市西区 春日六丁目2		27.65㎡	

- 教示 1. この通知に係る処分について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2. この通知に係る処分の取消しをを求める訴訟を提起する場合は、熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は、熊本市長）を被告として、この通知があったことを知った日から6か月以内です。
3. 上記1の審査請求をした場合において、この通知に係る処分の取消しをを求める訴訟は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内に熊本市（訴訟において熊本市を代表する者は、熊本市長）を被告として提起することができます。

公告第741号  
平成27年11月2日

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が熊本市都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業地区内の熊本県熊本市西区春日五丁目3番5号地先所在の揭示板に掲示されている旨を、同法第133条第2項において準用する同法第77条第5項後段の規定により公告する。

熊本市長 大西一史

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏名	最後の住所	
株式会社 東宏実業	熊本市中央区黒髪一丁目 12番7号	熊本県熊本市西区春日三丁目927番3、927番5、927番 12
春日村共有		熊本県熊本市西区春日六丁目483番2

公告第744号  
平成27年11月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口一丁目 5 8 2 番 1

1, 0 1 6. 0 3 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺一丁目 2 2 番 1 8 号

株式会社 タウン開発

代表取締役 前田 尚毅

---

公 告 第 7 4 6 号

平成 2 7 年 1 1 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区佐土原二丁目 4 0 7 番 6、4 1 1 番 2、4 1 2 番 4、4 1 2 番 5、4 7 4 番 1、4 7 4 番 4、4 7 6 番、4 7 7 番、4 7 8 番、4 7 9 番、4 8 0 番、4 8 1 番、4 8 4 番 1、4 8 4 番 2、4 8 5 番 1、4 8 5 番 2、4 8 5 番 3、5 0 4 番及び市道

2 0, 3 1 3. 3 4 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 斉藤 忠

---

公 告 第 7 4 8 号

平成 2 7 年 1 1 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区元三町一丁目 2 4 番 1、2 4 番 4

4 2 5. 7 7 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

---

公 告 第 7 4 9 号

平成 2 7 年 1 1 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田二丁目 3 4 3 番 1、3 4 3 番 2

3 1 2. 4 4 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

## 公 告 第 7 5 5 号

平成 27 年 11 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区画区町大字重富字外無田 974 番 2  
313.49 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 公 告 第 7 5 6 号

平成 27 年 11 月 9 日

次のとおり、差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公売及び見積価額を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1. 公売財産の種類 不動産  
売却区分番号 1  
(土地の表示)  
所在 熊本市北区大窪四丁目  
地番 875 番 132  
地目 山林  
地積 1323.00m<sup>2</sup>  
※地積は、不動産登記簿の表示による
2. 公売方法 期日入札
3. 公売日時  
入札 平成 27 年 12 月 8 日（火）午前 10 時 15 分から午前 10 時 20 分まで  
(全入札終了まで)  
開札 平成 27 年 12 月 8 日（火）午前 10 時 21 分（全入札終了後）
4. 公売場所  
熊本市役所 9 階会議室
5. 売却決定日時及び場所  
日時 平成 27 年 12 月 15 日（火）午前 10 時  
場所 熊本市財政局納税課
6. 見積価額及び公売保証金  
売却区分番号 1  
見積価額 24,000,000 円  
公売保証金 2,400,000 円
7. 買受代金の納付期限  
平成 27 年 12 月 15 日（火）午後 2 時  
(但し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 19 条の 7 第 1 項ただし書き、その他の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く)
8. 買受人についての要件  
国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。
9. 配当を受ける者の権利の申し出について  
この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置

権等の権利を有する者は、売却決定する前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市財政局納税課まで申し出ること。

#### 10. その他の公売要件

- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
- (2) 公売保証金の納付は銀行振込みのみとし、公売保証金納付期間内に、指定口座に振込むこと。  
公売保証金納付期間は、平成27年11月24日（火）から平成27年12月1日（火）午後2時までとする。
- (3) 買受代金は、現金又は小切手（銀行が振出したもので、かつ熊本手形交換所管内で振出日から起算して5日を経過していないものに限る）でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (4) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
- (5) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
- (6) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときとする。従って取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (9) 権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税等）は買受人の負担とする（登録免許税法による）。
- (10) 公売財産は、公売を中止する場合がある。
- (11) 公売財産等の詳細は不動産公売広報で確認すること。
- (12) 不動産公売広報を必要とする場合は、熊本市財政局納税課特別滞納対策室に申し出ること。
- (13) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

公 告 第 7 5 7 号

平成27年11月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の町の区域及び名称を変更するため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

#### 1 住居表示整備事業に伴う町の区域及び名称の変更案

##### 【龍田町弓削地域】

変更前町界町名	変更後町界町名	摘 要
龍田町弓削	弓削一丁目	住居表示実施
	弓削二丁目	
	弓削三丁目	
	弓削四丁目	
	弓削五丁目	
	弓削六丁目	

※ 別図（登載省略）のとおり

- 2 変更時期 平成28年10月（予定）
- 3 縦覧期間 平成27年11月10日から平成27年12月9日まで
- 4 縦覧場所 熊本市市民局区政推進課

公 告 第 7 6 4 号

平成 27 年 11 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区八分字町字十三居屋敷 548 番 2、548 番 3  
265.53 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公 告 第 7 5 8 号

平成 27 年 11 月 13 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 8 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 7 5 9 号

平成 27 年 11 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市西区小島五丁目 355 番 1、355 番 2、356 番 1  
451.55 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 東 区

東 区 告 示 第 1 1 号

平成 27 年 11 月 6 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 11 月 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

## 上 下 水 道 局

上 下 水 道 局 告 示 6 9 号

平成 27 年 11 月 2 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 27 年 1 月 2 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 27 年 1 月 2 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
  - (1) 東部処理区  
東区戸島四丁目の一部
  - (2) 西部処理区  
西区沖新町及び西区谷尾崎町の各一部
  - (3) 植木処理区  
北区植木町岩野の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 5 3 6 番地  
東部浄化センター
  - (2) 西部処理区  
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3  
西部浄化センター
  - (3) 植木処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番地 1  
熊本北部浄化センター

上下水道局告 7 0 号

平成 27 年 1 月 5 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 2 2 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 7 0 1 号	合志市須屋 1 9 3 9 番地 株式会社城北 代表取締役 嶋村 健	平成 27 年 1 0 月 2 7 日

上下水道局告示 7 1 号

平成 27 年 1 月 6 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 708 号	上益城郡甲佐町下横田 4 3 5 番地 3 2 長友設備 代表 長友 宏太	平成 27 年 10 月 27 日

上下水道局告示 7 2 号

平成 27 年 11 月 6 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 793 号	上益城郡甲佐町下横田 4 3 5 番地 3 2 株式会社長友設備 代表取締役 長友 宏太	平成 27 年 10 月 30 日

上下水道局告示 7 3 号

平成 27 年 11 月 11 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 637 号	福岡県福岡市博多区井相田二丁目 10 番 13 号 積和建設九州株式会社 代表取締役 真島 康	平成 27 年 10 月 29 日
第 518 号	熊本市南区護国町 9 2 5 番地 有限会社田上建設 代表取締役 田上 秀一	平成 27 年 10 月 19 日

## 病 院 局

病院局公告第 46 号

平成 27 年 11 月 4 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 27 年 11 月 4 日（水）から平成 27 年 11 月 30 日（月）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職種	採用予定者数
免許資格職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課  
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載します。



**教 育 委 員 会**

教 委 告 示 第 1 2 号

平 成 2 7 年 1 1 月 6 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時  
平成 27 年 11 月 11 日 (水) 午後 2 時から
- 2 場所  
マスマニューチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議事
  - (1) 平成 27 年度熊本市一般会計 11 月補正予算 (教育費) について
  - (2) 平成 27 年度熊本市教育委員会事務事業点検評価報告書 (平成 26 年度事業分) について
- 4 協議
  - (1) 平成 28 年度当初予算要求の概要について
  - (2) 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) について
  - (3) 土曜授業について
  - (4) 運動部活動について
- 5 報告
  - (1) 平成 27 年第 3 回定例市議会報告について
  - (2) 平成 28 年度熊本市立学校管理職採用選考試験の実施状況について
  - (3) 平成 27 年度熊本市教職員教育功労表彰の受賞者について
  - (4) 広報広聴関係について

**人 事 委 員 会**

人 委 規 則 第 2 3 号

平 成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

職務に専念する義務の免除に関する規則 (平成 6 年人委規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「人事委員会が行う昇任試験又は職種変更試験」を「本市の機関の行う競争試験 (選考を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。